第二十条の表第十六条の二第一項第十号の項中「第十六条の二第一項第十号」を「第十六条の二第一項第十一号」に改め、同表第十六条の二第一項第十一号の項中「第十六条の二第一項第十一号」を「第十六条の二第一項第十二号」に改める。

第二十一条の三の表第十六条の二第一項第十号の項中「第十六条の二第一項第十号」を「第十六条の二第一項第十一号」に改め、同表第十六条の二第一項第十一号の項中「第十六条の二第一項第十一号」を「第十六条の二第一項第十二号」に改める。

第五十三条の表第十六条の二第一項第十号の項中「第十六条の二第一項第十号」を「第十六条の二第一項第十一号」に改める。

附則第三十条の四中「五十九歳（その者が」を削り、「に該当するときは、」を「の区分に応じ、それぞれ」に、「）」とする」を「」とし、その者が昭和三十六年四月二日以後に生まれた者である場合における同条の規定の適用については、同条中「六十歳」と、第九十八条第一項及び第百四条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とあるのは、「六十歳」とする」に改める。

（平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第二条　平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

第二条　第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の四の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第三条　平成三十年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

（法人税法施行令の一部改正）

第四条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百六十六条第一項第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第二号中「第十号又は第十一号」を「第十一号又は第十二号」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十七条第一項の表第十六条の二第一項第十一号の項中「第十六条の二第一項第十一号」を「第十六条の二第一項第十二号」に改め、同条第二項の表第十六条の二第一項第十号の項中「第十六条の二第一項第十号」を「第十六条の二第一項第十一号」に改め、同表第十六条の二第一項第十一号の項中「第十六条の二第一項第十一号」を「第十六条の二第一項第十二号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十九号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条第四項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第三項、第三十二条第五項第二号、第三十四条第二項、第三十六条第五項第二号、第三十七条第三項第二号、第三十八条第三項第二号、第五項第二号（同法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第二号、第四十一条第四項第二号、第四十二条第七項第二号、第四十四条第八項第二号並びに第五十条並びに同法附則第三十六条第三項において読み替えて準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第四十五条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二（見出しを含む。）中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

第八条の二の見出し中「平成二十九年四月から平成三十年三月まで」を「平成三十年四月から平成三十一年三月まで」に改め、同条中「平成二十九年四月から平成三十年三月まで」を「平成三十年四月から平成三十一年三月まで」に、「附則第三十一条の二第二項」を「附則第三十一条の二第三項」に改める。

第十条第五項、第十一条第二項、第十三条第四項及び第十七条第二項中「平成二十九年四月から平成三十年三月まで」を「平成二十九年四月から平成三十一年三月まで」に改める。

別表第一第二十一号中「以後」を「から昭和二十六年四月一日までの間」に改め、同表に次の一号を加える。

二十二　昭和二十六年四月二日以後に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一一